

公益認定等委員会だより

第33号 平成26年8月1日発行

公益認定等委員会 発行



先月号で紹介しました「法人との対話」の中心的行事として、「民による公益の増進」のためのラウンドテーブルを開催しました。その概要についてお知らせします。委員会では、引き続き「法人との対話」に取り組んでまいります。



※詳しくはp5を御覧ください。

公益法人の活動紹介

37

目次

- P2・・・「民による公益の増進」のためのラウンドテーブル
- P4・・・法人関係者との公益法人の会計に関する意見交換会及び寄付金集め入門セミナー
- P5・・・公益法人の活動紹介
「公益社団法人
日本山岳会」
- P6・・・申請サポートに関する情報・その他
お知らせ

■公益社団法人 日本山岳会

日本で最初にできた山岳会で、山の遭難や怪我などを減少させるため、安全な登山を目指した指導や山岳環境保全活動に取り組む。

		公益法人数	税額控除法人数	一般法人数(注)
内閣府	社団	767	98	1,141
	財団	1,555	287	952
都道府県	社団	3,296	363	5,528
	財団	3,635	91	3,191
合計		9,253	839	10,812

(注) 公益目的支出計画実施法人 (平成26年7月31日現在)



より詳しい公益法人制度の内容や申請手続についてはホームページを御覧ください

<https://www.koeki-info.go.jp/>

「民による公益の増進」のためのラウンドテーブル

内閣府公益認定等委員会では、特例民法法人の新制度への移行期間が終了したことを踏まえ、「民による公益の増進」という共通の目標の下、互いに意識の共有に努め、今後の公益活動の活性化に向けた具体的な方策について率直な意見交換を行うため、去る7月4日、法人関係者等とのラウンドテーブルを開催しました。その概要をお伝えします。

【出席者】

(参加者)

鵜尾雅隆 (NPO)日本ファンドレイジング協会代表理事

太田達男 (公財)公益法人協会理事長

加藤種男 (公社)企業メセナ協議会専務理事

黒田かをり (一財)CSOネットワーク事務局長・理事

山内直人 大阪大学大学院国際公共政策研究科教授、内閣府共助社会づくり懇談会座長代理

山岡義典 (NPO)日本NPOセンター顧問、(公財)助成財団センター理事長

(公益認定等委員会)

山下徹委員長、雨宮孝子委員長代理、門野泉委員、北地達明委員、小森幹夫委員、堀裕委員、恵小百合委員



議題：「寄附文化の醸成その他公益活動の増進に向けた課題と取組」

発表：「日本の寄附の現状と課題」 鵜尾雅隆 日本ファンドレイジング協会代表理事

【日本の寄附の現状】

- ◎ 日本における個人寄附の総額は推計6,931億円、アメリカは約23兆円であり、桁が違う。GDPが日本の半分であるイギリスの個人寄附額は日本の2倍あり、GDPが日本の3分の1である韓国の個人寄附額は日本と同程度ある。日本の法人寄附額は推計7,168億円であり、経済規模を考慮の上でアメリカと比較しても、日本では個人寄附に比べ法人寄附が多い。
- ◎ 5年前の日本は、政策面、寄附の市場、寄附を受ける側の能力など、寄附にまつわる制度や環境に不足があった。この5年で、寄附税制の改正、公益法人制度の改革、クラウドファンディングの登場など大きな変化があった。

【日本の寄附の課題】

- ◎ 今後の寄附における第一の課題は相続である。40歳以上の人を対象に調査したところ、相続財産の一部を寄附してもよいと考える人は2割程度あり、これは額にして数兆円に匹敵するが、実際に相続の一部を寄附する人の割合は1%に満たない。この差をどうやって埋めていくか。税額控除など毎年の所得(フロー)については世界的に見ても制度の整備が進んだが、資産(ストック)については大幅に遅れている。
- ◎ 富裕層の寄附をどう促進していくかが第二の課題。アメリカの助成財団にはファミリー財団が多いが、日本の富裕層にもファミリー財団を創設する流れを創るべきである。方法としては、最初から公益信託のように資産を「完全に公にする」のではなく、運用にも参画しつつ公共的に使うなど「半歩、公にする」形で徐々に始め、中長期的に進めていくべきではないか。
- ◎ 第三に、年代差の問題。寄附をした人の比率を年代別に見ると、高齢層ほど比率が高く若年層で低いことは各国共通だが、日本では年代間の差が大きい。若年層は、社会貢献意欲はあるが、寄附はしていない。大人になるまでの過程で寄附をめぐり何らかの失望を経験していることが原因ではないか。例えば、寄附教育等を通じてそうした事態を食い止める必要がある。

意見交換

- ① 寄附文化醸成の現状と課題
- ② 法人の果たす役割、行政の果たす役割
- ③ 今後の取組方策

【寄附文化の醸成について】

■ 寄附する側とされる側との間を仲介し、双方の相談にのる機能が必要で、その役割として中間支援団体が多様に全国的に広がっていくことが、寄附の促進への影響が大きいと考える。先ほどの寄附教育も中間支援団体の役割となるのがよい。また、寄附を促進していく中では、収支相償の考え方は少し使いづらい側面がある。

■ 寄附文化の醸成には、寄附したお金の使途の可視化、および寄附を受けた側の徹底した透明性が必要である。「信頼度」についてのある国際比較調査によると、主要国では慈善団体を信頼する人の割合は軒並み60～70%と高いのに比べ、日本では慈善団体を2割の人しか信頼していないという調査結果もある。

■ 寄附等の社会貢献に関心のある人たちと非営利団体の組織がつながっておらず、「自己完結」してしまっているのではないか。企業等も含めた社会貢献をする側と支援される現場とを「つなぐ」ところに、公益法人やNPOの役割があるのではないか。

■ 寄附文化の醸成とは、寄附を仲介する組織が、そのお金の一部を活動の対価として必要なコストに充てることができるという認識が常識になるということではないか。寄附する人に対する活動情報の「見える化」により、最初は抵抗感があってもやがては理解が得られるはずと思う。



【その他】

● 公益活動を行う非営利法人にも社会的責任が求められており、法令を遵守するだけでなく、労務慣行や人権を意識した経営をしていかなければならない。これは一般法人についても同じことが言える。非営利セクター全体の信頼性を高めていくためにも、行政や民間から社会的責任に関するメッセージを発信していく必要がある。



【「非営利・公益」月間について】

◆ 「非営利・公益」活動を発信する月間の提案については、民間主導で、若い人が中心となり、ネットキャンペーン等を展開していくべき。ネーミングも、例えば「公益フェスティバル」のように「よく分からないけど何だか楽しそう」という印象を持ってもらうことが大事。実施体制としては、公益認定等委員会と民間が主となり、行政はサポートに徹することがよい。

◆ 「非営利・公益」月間のような活動は、民がやるのが適切。特に、公益法人・NPO法人の2つの非営利セクターと一緒にやっていくことが大事と考える。

◆ NPO法人側では、NPO法施行の12月1日を記念日として各団体でイベントを行っており、公益法人側でも新公益法人制度施行の12月1日近辺にイベントを行っている。NPOと公益法人が「誕生日」を一緒にお祝いするようにしていきたい。また、その際には、NPO法人の所轄庁と公益法人の行政庁と一緒に物事を考えていく機会を作るべき。NPOと公益法人が非営利セクターという大きな姿で発展し、社会に見えていくようにしていくべきであり、国からも応援のメッセージを頂きたい。

◆ このようなイベントのやり方として、民間主体による実行委員会形式をとり、そこに行政も参加していくという形があるのではないか。

◆ 前から「寄附月間」があるといいという話はあって、やるとすれば1年で一番寄附が集まる12月だということも話していた。アメリカではチャリティパーティという形で連日チャリティイベントを開催したりしている。



「法人関係者との公益法人の会計に関する意見交換会」を開催しました。



1. 概要

公益法人の会計に関する研究会では、4月18日に課題等の中間的な取りまとめを公表し、5月31日までの間、意見募集を行いました。意見を提出し、意見交換を希望する7法人と、6月24日に、研究会参与との意見交換会を開催しました。意見交換会には多くの人が傍聴する中で、活発な議論がなされました。



2. 主な意見の内容

(1) 収支相償

- 法人の経営実態を踏まえ、複数年度での収支相償の判定を検討してもらいたい。
- 実質的な収支均衡を見て、収支相償を運用してもらいたい。

(2) 法人会計区分

- 公益目的事業のみを行う法人に、法人会計区分の作成を義務付けないという考え方に賛成。

(3) 重要性の原則等

- 財務諸表の注記の省略は、情報開示に逆行しないか。
- その他有価証券の会計基準を定めてほしい。

会計研究会の高山座長から、公益法人制度は、他の非営利法人制度と比較して、みなし寄附の非課税枠が、手厚く認められていることを忘れないでほしいこと、その前提として、法律を守り、しっかりした運用を行うことが必要であるとの発言がありました。

テーマ別セミナー

「寄附金集め入門セミナー」を開催しました。



6月26日、各法人が公益活動における寄附の意義、寄附集めの効果的な取組、寄附税制等についての理解を深めていただくことを目的として、内閣府において「寄附金集め入門セミナー」を開催し、約70法人の担当者が参加しました。

最初にNPO法人日本ファンドレイジング協会の徳永洋子事務局長から「寄附集め入門～善意のお金の集め方～」と題して、寄附集めのポイントについて説明をいただき、次に内閣府職員から公益法人の寄附金税制について説明し、質疑応答を行いました。

セミナー後には、「寄附集めはやったことがなかったが、説明を聴いてやってみる気になった」という意見が寄せられました。



今回は、会場の規模を超える応募があったため、多くの法人にお断りさせていただきました。今秋にも同様のセミナーを開催する予定です。具体的な日程については、別途お知らせしますので、奮って御参加ください。

<講演資料より>

寄付集め5つのポイント

1. 寄付者の立場になる



問題への共感 × 解決策への納得
+ 信頼 (透明性)
= 支援

右脳 - 左脳

～公益社団法人 日本山岳会～

内閣府認定



■北海道支部 自然児学校

■活動内容

■登山振興活動

幼稚園児から中高年までの広い年齢層が山に親しめるよう幅広い活動を進めています。山の遭難や怪我などを減少させ、安全な登山を目指した初心者向け登山教室を各地で開催しています。

25年度からは新たに「親子で楽しむ山登り」と題した親子登山教室のWebサイト(教材)掲載を開始して、適切な情報提供を進めるとともに各支部と連携し拡充を図っています。

本会が各山岳団体に呼び掛けて始まった「山の日」制定活動は本年5月に実を結んで8月11日を国民の祝日とする祝日法の改正が行われました。平成28年からの実施に向けて今後、「山に親しむ機会を得て、山の恩恵に感謝する」と云う制定の意義を踏まえて全国規模でのイベントが企画されています。

■山岳研究調査活動

日本の代表的山岳地帯である上高地に上高地山岳研究所を設置し、山岳研究の基地として活用しています。沢の水を利用した小規模水力発電を行い、発生した電力により照明、通信、生ごみ処理など山岳施設などで役立てる研究では、地域での発電消費を自己完結するスマートグリッド研究や適切なバッテリー容量の指針づくりにも生かされています。また、北アルプスにおける登山活動や山岳環境保全活動でも利用しています。他の地域では、原子力発電所事故の影響調査のため、山岳地域の放射線量測定や、国土地理院が整備する地図における登山道情報の正確性を維持・向上させるため、全国の主要な登山道に関する調査を行なう等、新たな活動も進めています。

日本山岳会は日本で最初にできた山岳会です。小島烏水(こじまうすい)ら7人の発起人によって1905年(明治38年)に設立されました。その後、昭和16年に社団法人となり、平成24年4月1日、内閣府より公益社団法人の認定を受けました。現在は会員数5,100名、全国に32の支部があります。



■高尾植樹祭



■上高地山岳研究所

■猿投の森
定点赤外線カメラによる夜間映像
(アライグマ)

■山岳環境保全活動

近年は森の手入れが進まず、水源涵養林としての機能低下に加え、山崩れなどの可能性も増加しています。本会では「高尾の森」を中心に全国で「森づくり」を展開して活動を続けています。

高尾の森では青少年を対象にした森林教育や毎年4月に一般の方も参加して植樹祭を行なっています。また、東海支部の猿投の森では猿投山の愛知県有林や東京大学の演習林を拠点に、環境林としての機能を高める活動や、樹木の同定、草本類、獣類などの調査研究を実施しています。

本会が公益認定を受けた直後に我々の活動に共鳴した方から猿投の森隣接地で遺産相続に伴う広大な山林の寄贈を受けました。相続税や毎年の固定資産税の免除など公益社団法人としての税制優遇を活用して森づくり活動を推進しています。

森づくりとは別に毎年、自然保護全国集会を開くなどして、山岳環境保全活動全般に力を注いでいます。

本会は来年設立110周年を迎えます。新たな出発に向けての施策を検討しています。

■ホームページアドレス <http://www.jac.or.jp/>



公益認定申請サポート・法人運営相談について

公益認定の申請や公益法人の運営を支援するため、内閣府では、各種のサポートを無料で提供しています。公益認定を予定されている法人、法人運営(事業報告書の書き方、理事会・評議員会の運営、変更認定申請等)について相談がある法人の皆様は、サポートを御活用ください。予約方法など詳細は、「公益法人information」を御覧ください。

■公益認定申請の内閣府相談窓口■

<窓口相談>(要事前申込)

1回45分の窓口相談を実施しています。窓口相談の予約は、毎月末から翌月上旬にかけて、「公益法人information」で募集しています。

※9月の窓口相談は、8月8日(金)まで募集中です。

(電話)03-5403-9558

(FAX)03-5403-0231

(メール)sodan-juri@cao.go.jp

<電話相談>

専門相談員による電話相談を実施しています。

(☎)03-5403-9669

(時間)平日10時~16時45分

■法人運営・公益認定申請について、弁護士・会計士等に相談したい法人■

<民間の専門家を活用した相談会>

(要事前申込)

内閣府が委嘱する相談員(弁護士、公認会計士等)による相談会を全国で開催しています(1法人につき1時間程度)。8月の開催日程は下記のとおりです。(詳細は公益法人informationを御覧ください。)

8月21日(木)宮城県自治会館2F会議室(宮城県仙台市) 申込締切:8月4日(月)

■その他のサポート■

<業態別説明会への講師派遣>(要事前申込)

業態別の研修会等に当事務局職員を講師派遣し、業態別の個別事情に合わせて説明します。

(電話)03-5403-9558

(FAX)03-5403-0231

※派遣に係る旅費等の必要経費については、主催者において負担をお願いします。

※謝金は不要です。

■テーマ別セミナーの開催(要事前申込)

これから公益認定の申請検討に着手される法人や、既に公益法人として活動されている法人を対象に、当事務局職員がテーマごとに解説します(1回1時間半程度)。

次回のテーマ・日程については、決定次第、公益法人informationでお知らせします。



(電話)03-5403-9558

(FAX)03-5403-0231

(メール)sodan-juri@cao.go.jp

募集! ホームページ及び委員会だよりで活動紹介を希望する法人を募集!

公益認定等委員会の広報誌(月1回発行)及び「公益法人information」サイトで、法人の活動紹介を行っております。多くの方に活動を知ってもらい機会になりますので、奮って御応募ください!

現在は、70法人の活動を紹介しており、随時更新しています。詳しい応募方法や記事のフォーマット等の情報は、下記を御覧ください。



●「公益法人information」トップページから、公益法人の活動紹介を御覧ください。活動紹介を希望する法人を随時募集しています。

■問い合わせ先

内閣府公益認定等委員会事務局広報係

電話:03-5403-9524



e-mail: koueki-info@cao.go.jp